（業務実施計画の認可の申請）

**第九条の二**　資金移動業者は、法第四十条の二第一項の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の二により作成した認可申請書に、別紙様式第九号の三により作成した同項の業務実施計画及び当該業務実施計画に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［条を加える。］

（業務実施計画のその他の記載事項）

**第九条の三**　法第四十条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　為替取引に係る業務の提供方法

二　為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

三　犯罪による収益の移転防止（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第一条に規定する犯罪による収益の移転防止をいう。）及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

四　法第五十一条の二の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

五　為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合の対応に関する方針

六　その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

［条を加える。］

（業務実施計画の変更の認可の申請等）

**第九条の四**　資金移動業者は、業務実施計画の変更の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の四により作成した変更認可申請書に、変更しようとする事項に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2　法第四十条の二第一項後段に規定する内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一　法第四十条の二第一項第一号に規定する上限額を引き下げる変更

二　前条第二号に規定する国及び地域を減ずる変更

3　資金移動業者は、法第四十条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第九号の五により作成した変更届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

［条を加える。］

（変更登録の申請）

**第九条の五**　資金移動業者は、法第四十一条第一項の変更登録を受けようとするときは、別紙様式第九号の六により作成した変更登録申請書に、同条第二項において読み替えて準用する法第三十八条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［条を加える。］

（変更登録申請書の添付書類）

**第九条の六**　法第四十一条第二項において読み替えて準用する法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　別紙様式第九号の七により作成した法第四十条第一項第三号から第五号までに該当しないことを誓約する書面

二　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（変更登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

三　会計監査人設置会社である場合にあっては、変更登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面

［条を加える。］